

後期高齢者医療保険料 「特別徴収」のお知らせ

「平成 29 年度 後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書 兼
特別徴収開始通知書」をお送りします

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。

後期高齢者医療の保険料の納め方は、受給している年金の金額によって、年金から納める「特別徴収」と、納付書または口座振替などで納める「普通徴収」の 2 通りがあります。特別徴収の方は、手続きにより口座振替を選択することができます。

現在、特別徴収されている方および 10 月から特別徴収が開始される方に「平成 29 年度 後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書 兼 後期高齢者医療保険料 特別徴収開始通知書」をお送りします。

なお、発送は 8 月中旬の予定です。

29 年度の保険料の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 39,500 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除 } 33 \text{ 万円}) \\ \hline \times 8.00\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料額} \\ \hline (100 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

※ 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※ 保険料額の賦課限度額（上限）は、57 万円です。

※ 年度の途中で後期高齢者医療制度の対象になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

特別徴収について

○ 特別徴収に伴う年金受給額について

年金を受給している方は、年金からの差し引きにより保険料を納付します。年金が支給される際は、保険料額が差し引かれた金額になります。

○ 特別徴収される保険料について

特別徴収ではその年度（4 月分～翌年 3 月分）の保険料を、4 月・6 月・8 月の仮徴収、10 月・12 月・2 月の本徴収の年 6 回に分けて、年金の支給額からあらかじめ差し引きして納付いただきます。

仮徴収			本徴収		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
前年度 2 月と同額の保険料 (ただし、所得の変動などで保険料の平準化が必要な場合は、保険料額を変更しています。)			確定した保険料から仮徴収で納めた額を引き、 3 で割った額		

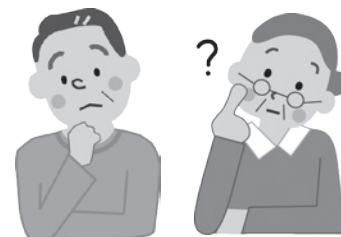
※ 次のような場合は、特別徴収になりません。

- ・ 受給している年金が年額 18 万円未満の方
- ・ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の 2 分の 1 を超える方
- ・ 複数の年金を受給しているが、法令により特別徴収が優先される年金が前 2 項目のいずれかに該当する方
- ・ 年度の途中で加入された方、お住まいを変更された方などは特別徴収にならない場合があります。

問い合わせが多いご質問

問

75歳になったことで「国民健康保険」から「後期高齢者医療保険」に切り替わりましたが、国民健康保険税を納めるようになっていて、新たに後期高齢者医療保険料の納付書も届きました。後期高齢者医療保険に加入しても、国民健康保険税を納める必要があるのですか？二重納付にはならないのですか？



答

はい。国民健康保険税も納めていただく必要があります。国民健康保険税は、あらかじめ75歳の誕生日で「後期高齢者医療保険」に切り替わることを見込んで、この被保険者の税額を計算していますので、二重に納付（過納）になっていることはありません。

（ただし、障害認定を伴う、後期高齢者医療保険加入のときは国民健康保険税が再計算されます）

また、「後期高齢者医療保険」に切り替わる被保険者が世帯主の方で、世帯に「国民健康保険」に加入者がいる場合には、国民健康保険税の納税義務者が世帯主となっていることで、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の2種類の納付書が届きます。

還付金等詐欺にご注意ください！

茨城県内において、高齢者が被害者となる医療費の還付を名目とした還付金等詐欺が発生しております。その内容は、高齢者宅に市職員を名乗る男から「医療費の払い戻し金があり、すぐに手続きをすれば受けられる」との電話があり、携帯電話とキャッシュカードを持ってATM（現金自動預払機）に行き、指定された口座に振り込んでしまったものです。

還付金等詐欺の被害にあわないためには ...

- ・医療費等の還付や高額療養費の支給等のため、申請書の提出や通知も無く、被保険者に電話だけで連絡することは絶対ありません。
- ・保険料の還付や高額療養費の支給等のため、金融機関（ATM）の操作を求めることは絶対ありません。
- ・保険料の納付のため、金融機関の特定の口座を指定して振込みを求めることは絶対ありません。
- ・還付金の連絡があった時は、広域連合や市役所医療保険課に電話連絡して事実かどうか確認してください。
- ・ATMの操作を求める電話や手紙は「詐欺」と考え、相手には連絡せずに、すぐに最寄りの警察に相談してください。

【問い合わせ】

小美玉市役所 医療保険課 医療福祉係 ☎：0299-48-1111（内線 1106・1108）
茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎：029-309-1213